

# 加入している医療保険資格情報の確認書類の提出について

別紙

令和7年12月2日の健康保険証廃止に伴い、マイナ保険証に切り替わっていますが、鳥取県保健所では現在、マイナンバーカードから情報が読み取れない状況です。そのため、指定難病公費助成の申請において下記のとおり、加入医療保険の資格情報の提出に御理解と御協力をお願いします。

令和7年12月2日以降提出書類（①～③のいずれかひとつ）※支給認定世帯員全員分の書類が必要です※

- ①「資格情報のお知らせ」の写し ②「資格確認書」の写し ③マイナポータル画面を印刷したもの

## ○「資格情報のお知らせ」の写し

被保険者資格の基本情報が記載されており、マイナ保険証をお使いの方に交付されています。

マイナ保険証の方はこちらを提出ください。

※紛失の場合再交付を受けてください※

- ・被用者保険（会社等の保険）：勤務先の総務・人事
- ・国民健康保険：お住まいの役所・役場
- ・後期高齢者医療：お住まいの役所・役場



## ○「資格確認書」の写し

マイナ保険証の利用申請をされていない方に交付されています。マイナ保険証を利用していない方はこちらを提出してください。

※後期高齢者医療保険（75歳以上）の方は全員に資格確認書（ピンク色）が交付されますので、こちらを提出してください※



## ○マイナポータルの画面を印刷したもの

マイナポータルから資格情報の印刷が可能の方はこちらを提出してください。

マイナポータルの操作方法については、こちらを確認ください→



スマートフォンからコンビニ印刷も可能です。



<保険情報が必要な方はこちら>

患者様が加入する健康保険	提出が必要な方
被用者保険（会社の健康保険等）	①患者様 ②被保険者（患者様が被扶養者の場合）
国民健康保険・国民健康保険組合	①患者様 ②患者様と同じ住民票世帯上で国民健康保険・国民健康保険組合の方全員
後期高齢者医療制度	①患者様 ②患者様と同じ住民票世帯上で後期高齢者医療制度の方全員

被用者保険に加入の方で患者様が被扶養者の場合は、被保険者分も提出してください。患者様が被保険者の場合は患者様分のみの提出です。